

○事業規程の改正について

新 旧 対 照 表

改正後		改正前	
(共済事故の一部除外)		(共済事故の一部除外)	
第 53 条 この組合との間に包括共済家畜区分（死廃）（群単位肉豚を除く。この条において同じ。）に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分（死廃）ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。		第 53 条 この組合との間に包括共済家畜区分（死廃）（群単位肉豚を除く。この条において同じ。）に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分（死廃）ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。	
包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの	包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病 <u>（同法第 62 条第 1 項の規定により指定された疾病を含む。）</u> 及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用 ロ・ハ（略）	搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ（略）
(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)		2・3 (略)	

(死亡廃用共済の共済金の支払額)

第76条 死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、死亡廃用共済の包括共済関係に係るものにあっては包括共済家畜区分（死廃）ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、死亡廃用共済の個別共済関係に係るものにあっては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金＝損害の額×付保割合

損害の額＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額＋補償金等）

付保割合＝共済金額／共済価額

（注）補償金等には、家畜伝染病予防法第58条第1項 （同法第62条第1項において準用する場合を含む。） の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を含まない。

2～6（略）

(死亡廃用共済の共済金の支払額)

第76条 死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、死亡廃用共済の包括共済関係に係るものにあっては包括共済家畜区分（死廃）ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、死亡廃用共済の個別共済関係に係るものにあっては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金＝損害の額×付保割合

損害の額＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額＋補償金等）

付保割合＝共済金額／共済価額

（注）補償金等には、家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を含まない。

2～6（略）

附則

この規定の変更は、長崎県知事の認可のあった日又はランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条の疾病の種類として指定する等の政令（令和7年政令第256号）の施行の日（令和7年7月28日）のいずれか遅い日から施行する。